

平成24年度  
大学間連携共同教育推進事業  
公募要領

平成24年4月  
文部科学省

# 1 事業の背景・目的

## 〔背景〕

社会が急激に変化する中、様々な危機を乗り越え、持続的な成長と発展を築くためには、主体的に考える力を持ち、社会の様々な課題を解決に導く多様な人材を養成することが求められます。そのための大学教育の質的転換には、各大学の教育の充実、学修時間の実質的な増加・確保を行うとともに、大学を超えた連携を深め、それぞれの強みを生かしながら教育資源を結集し、多様かつ質の高い大学教育を提供することが重要となっています。

## 〔目的〕

本事業は、国公立の設置形態を超え、地域や分野に応じて大学間が相互に連携し、社会の要請に応える共同の教育・質保証システムの構築を行う取組の中から、達成目標が明確で高い成果が見込まれる取組を選定し、重点的な財政支援を行うことにより、教育の質の保証と向上、強みを活かした機能別分化を推進することを目的としています。

# 2 事業の概要

## (1) 対象となる事業

- 国公立の大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）同士が、学長（高等専門学校においては校長。以下「学長等」という。）のリーダーシップの下、以下の視点を踏まえ、地域や分野に応じて相互に連携し、社会の要請に応える共同の教育・質保証システムを構築する教育改革を行う取組を対象とします。
  - ◆使命の明確化：自らの強みを活かし、これからの社会に如何なる人材を養成・輩出するか、使命を明確に示す。
  - ◆教育改革：大学の垣根を超え、社会の多様な課題を解決に導く学位課程を構築する。
  - ◆社会との協働：学生を送り出す地域や分野に関わるステークホルダー（自治体、学協会等）と課題を共有、協働し、構想から実行、評価までを実施する体制を構築する。
  
- 既に連携実績のある取組であっても申請は可能ですが、本事業の趣旨・目的を踏まえ、これまでの成果を基に取組内容を更に発展・充実させる必要があります。
  
- 他の補助金等による経費措置を受けている連携取組あるいは他の補助金等に申請（予定を含む。）している連携取組と同一又は類似の連携取組を申請することはできません。

## (2) 公募の種類と選定件数

### (連携の種類)

人材を養成し送り出そうとする社会のフィールド（地域又は分野）に応じ、「地域連携」、「分野連携」のどちらを行うのか選択してください。

#### ・地域連携

地域にある大学等が、学生を送り出す地域のステークホルダー（自治体、経済団体、企業、NPO等）との課題の共有と協働の下、分野を超えてネットワークを形成し、当該地域を生きる学生に対し、大学等の枠を超え、様々な教育資源の活用による充実した教育と質保証の共通基盤を構築するもの。

#### ・分野連携

専門分野や教育機能に応じ、それぞれの分野に関わるステークホルダー（学協会、経済団体、職能団体等）との課題の共有と協働の下、大学等が地域を超えてネットワークを形成し、一大学ではなし得ない高度な教育と質保証のシステムを構築するもの。

### (取組の種類(例))

申請に当たっては、以下を参考に複数の種類の取組を有機的に組み合わせ、学生のために教育の改革サイクルが回るよう計画を立ててください。

- ・教育課程の体系化（授業科目間の連携や整理、厳格な成績評価、明確な到達目標に基づく高度な教育モデル 等）
- ・共同プログラムの構築（共同の教育プログラムの実施、単位互換、高度な教育資源の共同利用 等）
- ・組織的な教育の実施（課題解決型・能動的学修、きめ細かな履修指導、シラバスの整備、学修支援環境の改善、障害学生支援 等）
- ・教学ガバナンスの強化（FD、教員の教育評価、教職協働、柔軟な人事・経営システム 等）
- ・教育の質保証の確立（学修成果や到達度の把握、IR、教育の実施状況の評価の仕組みの構築、地域一体となった高大連携 等）

- 選定件数は、全体として45件程度としますが、申請の状況等により予算の範囲内において調整を行うことがあります。

## (3) 事業の規模と補助期間

- 補助金基準額 66,000千円以内（年間）  
補助事業上限額 130,000千円以内（年間）
- 事業規模が補助金基準額を超える場合、補助事業上限額との差額は自己収入等の経費により各大学等が負担することとなります。なお、補助金基準額については、

予算の範囲内で調整する場合があります。

- 補助期間は、最大5年間です。
- 4年目に評価を実施します。
  - ・ 実施に当たっては、評価実施までの取組の検証を踏まえた後年度の事業計画及び補助期間終了後の将来計画・目標等の提出を求めます。
  - ・ 評価の結果によっては、次年度以降の計画の変更、あるいは補助金の減額・打ち切りを行うことがあります。
- ネットワーク環境を整備するためのインフラ経費（テレビ会議システムなど）などについては、過去に大学改革推進等補助金で整備している場合、支援の対象外とする場合もあります。

#### (4) 申請者等

- 本事業の事業者は国公立の大学等の設置者、申請者は大学等の学長等です。本事業は、大学間が相互に連携する取組を対象としていることから、単独の大学等の申請はできません。また、連携する大学等の数については、特段の上限はありませんが、構成大学等の実質的な連携事業であることが必要です。
- 申請は、連携する大学等から一校が代表（以下「代表校」という。）となつて行いますが、連携する全ての大学等の長の了解を得ていることが必要です。申請時点で了解を得ていない場合は、本事業に申請することはできません。また、関係団体等についても同様に了解を得ていることが必要となります。
- 選定された場合は、連携する大学等及び関係自治体・学協会等間において本事業を共同で実施する旨の協定を速やかに締結し、代表校の学長等から文部科学大臣宛に提出してください。
- 取組の単位は以下のとおりです。それ以外（研究科の専攻、学部の学科、短期大学の専攻課程、専攻科及び別科）の取組については申請することはできません。
  - 【大学】 大学全体、研究科、学部で行う取組（複数の研究科、学部も可能）
  - 【短期大学】 短期大学全体、学科で行う取組（複数の学科も可能）
  - 【高等専門学校】 高等専門学校全体、学科で行う取組（複数の学科も可能）
- 学生募集停止中の大学等は、申請（連携校も含む。）することはできません。
- 代表校、連携校に関わらず、一つの大学等が申請できる件数は3件までとします。

### **3 審査方法等**

本事業の選定のための審査は、大学運営等に経験及び知見を有する有識者・専門家等で構成される「大学間連携共同教育推進事業選定委員会（以下「選定委員会」という。）」において行われます。

なお、選定の過程で選定委員会による面接審査を行うことがあります。面接審査を行う際は、対象となった大学等に対して、別途、選定委員会よりその旨を案内します。

詳細は別添「平成24年度大学間連携共同教育推進事業審査要項」を御覧ください。

### **4 要件違反**

#### **(1) 形式的要件違反**

公正な審査を行うため、以下の形式的要件違反があった場合は、審査対象外とします。申請時には十分注意してください。

- ①申請書等の作成・記入要領で定める書式と異なる場合
- ②各様式の規定ページ数を超過した場合
- ③指定外の資料を添付した場合

#### **(2) 申請要件違反**

申請件数の範囲を超える申請があった場合は、審査対象外とします。申請時には十分注意してください。

#### **(3) 申請内容の重大な誤謬等**

申請書に、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや記載漏れ、または虚偽の記載等があった場合、審査対象外とします。申請時には十分注意してください。また、選定後においても、申請書類の虚偽の記載等が判明した場合は、選定が取り消されることがあります。

### **5 申請に当たっての留意事項**

#### **(1) 申請書提出先**

「平成24年度「大学間連携共同教育推進事業」申請書等の作成に当たって」に基づき、本事業の背景・目的を十分に踏まえて、所定の様式で申請書を作成し、代表校の学長等から文部科学大臣宛に申請してください。

#### **(2) 申請手続**

持参による提出の場合は、申請書を平成24年6月26日（火）～27日（水）（午

前10時から正午、午後1時から午後5時まで。)の期間内に持参してください。

郵送等の場合は配達が可能である方法(特定記録、小包、簡易書留等)で余裕をもって発送し、平成24年6月26日(火)～27日(水)の期間内に必着するようにしてください。

持参、郵送等の場合とも、様式1、様式6については平成24年6月27日(水)(午後5時)までに電子メール(エクセル形式)でも提出してください。

**【提出書類】**

- ・平成24年度「大学間連携共同教育推進事業」申請提出書…1部  
(申請書様式1及び様式6を1部添付)
- ・平成24年度「大学間連携共同教育推進事業」申請書(様式1～5)…50部  
※上記に加え、様式1、様式6はメールでも送付

**【持参先】**

東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省高等教育局大学振興課大学改革推進室改革支援第二係(14階)

**【郵送先】**

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省高等教育局大学振興課大学改革推進室改革支援第二係(14階)

※梱包箱等に「大学間連携共同教育推進事業申請書」と朱書きしてください。

**【電子メール送付先】**

文部科学省高等教育局大学振興課大学改革推進室改革支援第二係

daikaika@mext.go.jp

※ 件名及び添付ファイル名は、「大学間連携申請書(代表校名)」と記載してください。

**(3) その他**

- 申請書等提出後の差し替えや訂正は申請受付期間中を除き認めません。
- 提出された申請書等は返還しませんので、各大学等において控えを保管するようにしてください。

## **6 公表等**

募集締切後、申請大学等名、申請区分、取組名称を公表する予定です。また、選定された取組については、取組概要等についても公表する予定です。

本事業の趣旨・目的を踏まえ、選定された大学等は、自ら選定取組の内容、経過、成果等を各大学等のWebサイト等を活用し積極的かつ継続的に学内外へ情報提供すること

とを義務付けます。

なお、文部科学省において、事例集の作成やフォーラムの開催を行う場合がありますので、あらかじめ御了承ください（これらの作成、開催に当たっては、選定された大学等に参加していただくこととします。）。また、申請書に基づき事業が展開されているかについて、取組の財政支援期間中及び終了後に状況調査を行う場合があります。

## **7 その他の留意事項**

### **(1) 選定結果の通知**

選定された大学等には、学長等宛に選定結果を通知します。

### **(2) 取組に対する経費措置**

選定された取組に対して、国公立大学等を問わず「大学改革推進等補助金」による経費措置を行うことを予定しています（私立とは設置者が学校法人のものに限ります）。

ただし、選定された取組が、国公立を通じた大学教育改革支援プログラム又は他の補助金等により経費措置（以下「他の経費措置」という。）を受けている場合は、重複補助を避けるため、本事業として経費措置を受けることはできません。

取組を申請する場合は、他の経費措置を受けて行っている事業との区分など十分整理した上で、事業内容及び資金計画（連携取組に係る経費）を作成してください。

### **(3) 計画等の見直し**

選定に当たっては、選定委員会等の意見を踏まえ、連携取組の計画の内容等について修正を求めることがあります。

## **8 問合せ先・スケジュール**

### **《問合せ先》**

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2  
文部科学省高等教育局大学振興課大学改革推進室改革支援第二係  
電 話：03-5253-4111（内線3319）

### **《スケジュール》**

○公募説明会及び個別相談会

（出席には登録が必要です。登録方法については、別途事務連絡を送付します。）

- ・東京会場「文部科学省（東館3階講堂（説明会）5F2会議室（相談会）」  
**【公募説明会】**平成24年5月15日（火）10：30～12：00  
**【個別相談会】**                    "                    （火）13：00～18：00
- ・大阪会場「チサンホテル新大阪（会議室No.1（説明会）、No.4（相談会）」  
**【公募説明会】**平成24年5月21日（月）10：30～12：00  
**【個別相談会】**                    "                    （月）13：00～18：00
- ・札幌会場「ホテルサンルート札幌（知床）」  
**【個別相談会】**平成24年5月28日（月）13：00～18：00
- ・仙台会場「チサンホテル仙台（第一会議室）」  
**【個別相談会】**平成24年5月18日（金）13：00～18：00
- ・名古屋会場「安保ホール（401）」  
**【個別相談会】**平成24年5月24日（木）13：00～18：00
- ・広島会場「広島YMCA国際文化センター（小会議室Ⅱ）」  
**【個別相談会】**平成24年5月22日（火）13：00～18：00
- ・熊本会場「メルパルク熊本（竹の間）」  
**【個別相談会】**平成24年5月25日（金）13：00～18：00

○面接審査（実施しない場合がある）

平成24年8月頃

○選定結果の通知（予定）

平成24年9月上旬頃